

## SNS を活用した市民参加型ミーティング 利用規約

大分市企画部広聴広報課が運営する「SNS を活用した市民参加型ミーティング」（以下「SNS ミーティング」といいます。）に参加申込みいただき、誠にありがとうございます。

皆様のご協力により、SNS ミーティングでより意義ある議論を実現するため、この利用規約をお読みいただき、ご同意いただきますようお願いいたします。

### 1 SNS ミーティングの目的

SNS ミーティングは、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の一つ、Facebook のグループ機能を活用し、将来の本市のまちづくりの課題等について議論していただき、その意見を迅速に市政運営の参考にするため実施するものです。

### 2 SNS ミーティングの実施期間

この事業に関する実施期間（ミーティングメンバーの任期）は平成29年12月末までとします。

※ただし、実際に討論していただくのは下記に指定する1ヶ月間とし、討論終了後上記実施期間まで閲覧可能とします。

### 3 運営形態

SNS ミーティングの運営形態は、以下のとおりとします。

- (1) 管理者：大分市企画部広聴広報課
- (2) 討論期間：平成29年8月上旬から1ヶ月間
- (3) ミーティングメンバーの投稿時間：運営期間内で24時間
- (4) 管理者の投稿時間：平日8時30分から17時15分
- (5) 閲覧時間：24時間（ミーティングメンバー以外の方の閲覧も可能です）
- (6) その他：Facebook 利用規約に準拠します

### 4 ミーティングメンバーの投稿について

- (1) 投稿は SNS ミーティングの目的に沿ったものに限るものとします。
- (2) SNS ミーティングに投稿された内容については、大分市の各種施策の参考とさせていただきますが、大分市が実施を保証するものではありません。

### 5 返信指針

皆様から管理者あてにお寄せいただいたご質問等に対して、必ずしもすべてにご返信することが出来ない場合もありますので、あらかじめご了承ください。また返信内容を含め、管理者から投稿された内容は、必ずしも大分市の公式見解ではないこともご了解下さい。

### 6 禁止事項

- (1) SNS ミーティングにおいて、ミーティングメンバーが Facebook 利用規約に反する行為若しくは以下に掲げる行為又は投稿を行うことを禁止します。違反した場合は、投稿内容の一部が禁止事項に該当する場合を含む。）は、ミーティングメンバーの同意なく、当該投稿の削除、投稿の禁止、グループからの参加登録削除等の措置を行うことがあります。

ア 大分市又は第三者になりすます行為

イ 大分市又は第三者に不利益及び損害を与え、又は与えるおそれがある内容の投稿

ウ 大分市又は第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害し、又は侵害するおそれがある内容の投稿

エ 大分市又は第三者の名誉又は信用を毀損し、又は毀損するおそれのある内容の投稿

- オ 大分市又は第三者の著作権、商標権、特許権、意匠権、実用新案権等の一切の知的財産権（それらの権利を取得する又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）を侵害する内容の投稿
  - カ 他者のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限する危険性のあるプログラムを含むデータを掲示等する行為
  - キ 大量のデータの送付、有害なプログラムの送付、無権限によるデータの改竄を行う行為
  - ク 法令、公序良俗に反する行為又はそのおそれがある内容の投稿
  - ケ 政治活動、選挙活動、宗教活動及びこれらに類似する内容の投稿
  - コ 提案や意見ではなく、SNS ミーティングの目的と関係のないウェブサイト等外部リンクのみの投稿
  - サ 広告や宣伝を目的とする投稿
  - シ 設定されたテーマとは無関係な投稿
  - ス その他大分市が不適切と判断するもの
- (2) 前項の定めは、大分市が投稿の削除、投稿の禁止、グループからの参加登録削除等の措置を行う義務を負うものではなく、大分市は、参加者又は第三者に対し、投稿の削除、投稿の禁止、グループからの登録削除等の措置をし、又はしないことによる一切の責任を負わないものとします。
- (3) ミーティングメンバーが本参加規約に違反したことにより大分市に損害が生じた場合、大分市は違反者に対し損害賠償請求をすることができるものとします。

## 7 免責事項

- (1) 管理者は、SNS ミーティングにおいて管理者が提供するすべての情報を慎重に作成し、管理しますが、その正確性及び完全性等に関して、いかなる保証もするものではありません。
- (2) 管理者は、予告なしに SNS ミーティングの運営を停止又は中止し、また SNS ミーティングに掲載されている情報の全部又は一部を変更する場合があります。
- (3) ミーティングメンバーが SNS ミーティングを利用したこと又は何らかの原因によりこれを利用できなかったことにより生じる一切の損害及び第三者（他の参加者を含む。）によるデータの書き込み、不正なアクセス、発言等に関して生じる一切の損害について、大分市はいかなる責任も負うものではありません。
- (4) SNS ミーティングからリンクがはられた第三者のウェブサイト（以下「リンクサイト」と言う。）の内容及びリンクサイトの利用により生じる一切の損害について、大分市はいかなる責任も負うものではありません。
- (5) ミーティングメンバーの投稿にかかる著作権等は、原則としては当該投稿を行った本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ミーティングメンバーは大分市に対し、投稿コンテンツを、全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を許諾したものとし、かつ大分市に対して著作者人格権を行使しないことあらかじめ承諾したものとします。
- (6) SNS ミーティングは、Facebook 社のシステムによって運用されております。Facebook 社のシステム運用に関しては何ら補償することはできず、また運営状況や指針などに関しても、一切お答えすることができません。
- また、Facebook サイト、Facebook 社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問などに関しても、何らお答えすることができません。

## 8 個人情報の取扱いについて

SNS ミーティングの運営に伴い大分市が取得した個人情報は、大分市個人情報保護条例

に基づき、適切に取り扱います。ただし、情報開示についてミーティングメンバーの同意がある場合や裁判所や警察等の公的機関から、法令に基づく正式な照会を受けた場合には、ミーティングメンバーの個人情報を開示することがあります。

#### 9 基本情報へのアクセスについて

ミーティングメンバーに対し、大分市は本利用規約に同意いただいたものとみなし、また公開されているアカウントやプロフィール情報等への SNS ミーティングからのアクセスを許諾したものとみなします。

#### 10 規約の変更

- (1) 本利用規約は、予告なしに変更することがあります。
- (2) 変更後の利用規約は、大分市が別途定める場合を除いて、SNS ミーティング上に表示した時点より効力を生じるものとします。
- (3) 本利用規約の変更の効力が生じた後、参加者が SNS ミーティングを利用した際には、変更後の利用規約の記載全ての記載内容に同意したものとみなします。

#### 11 準拠法・裁判管轄

本利用規約は日本法に準拠します。ミーティングメンバーと大分市の間で紛争が生じた場合は、大分地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

#### 12 問い合わせ

SNS ミーティングに関するご意見、ご要望、ご質問は下記にお問い合わせください。

大分市企画部広聴広報課

電話 097-537-5601

電子メール [kochokohol@city.oita.oita.jp](mailto:kochokohol@city.oita.oita.jp)

#### 附則

本利用規約は平成29年7月15日から施行します。